

日本整形外科学会雑誌 依頼原稿執筆要項

平成 16 年 1 月作成
平成 17 年 6 月改定
平成 23 年 12 月改定

はじめに

日本整形外科学会雑誌は、整形外科卒後教育に資することを目的に、日本整形外科学会 3 学術集会の教育研修講演・シンポジウム・パネルディスカッションの演者の方々に、日整会誌編集委員会での審議を経て、論文原稿を依頼するものである。総説論文の形式で寄稿していただき、整形外科学の高度かつ正確な最新情報を学会員に提供することを意図している。教育研修講演のみならず、シンポジウム・パネルディスカッションからの寄稿者にも自身の知見と共に十分な考察を加えて、幅広く教育的に寄稿論文が作成されることを期待するものである。編集委員会委員による査読を行い、論文の加筆・訂正を求めることがあることを了承願うものである。

シンポジウム・パネルディスカッション

序文（日本語）：座長をされた先生が執筆。400 字 6 枚以内。

総説論文（日本語）

1. 総説論文の形式で執筆し、文献を含めて 400 字 20 枚以内。図表は 1 枚を 400 字として換算。カラー図表も可能。特に組織顕微鏡写真，手術写真はカラー写真を希望。
2. 表題頁には、日本語・英語のタイトル・所属・著者名・利益相反の開示と Key words（英語）3-5 個を記載する。
3. 文 献

3 名以内の著者は全員記載し、4 名以上では初めの 3 名を記載し「他」，“et al.”を添える。文献の配列は本文中での引用順に並べ番号を付ける。同一著者の文献は年代順に記載する。本文中では上付きの番号を付けて引用する。雑誌名の省略は、和文雑誌はその雑誌の正式のものを用い、英文雑誌は原則として Index Medicus の略称に従う。文献記載の形式は以下の例に準じる。

1) 雑誌

著者名（姓を先に）。表題。誌名 発行年；巻数：頁。

例) Justy M, Bragdon CR, Lee K, et al. Surface damage to cobalt-chrome femoral head prostheses. *J Bone Joint Surg Br* 1994; 76: 73-7.

山本博司. 変革の時代に対応すべき整形外科治療. *日整会誌* 2004; 78: 1-7.

2) 単行本

著者名（姓を先に）。表題。編者。書名。版。発行地：発行者（社）；発行年。引用頁。

例) Ganong WF. Review of medical physiology. 6th ed. Tokyo: Lange Medical Publications; 1973. p. 18-31.

Maquet P. Osteotomies of the proximal femur. In: Reynolds D, Freeman M, editors. *Osteoarthritis in the young adult hip*. Edinburgh: Churchill Livingstone; 1989. p. 63-81.

寺山和雄. 頸椎後縦靭帯骨化. 伊丹康人編. *新臨床外科全書* 17 巻 1. 東京：金原出版；1978. p.191-222.

4. 用字・用語・度量衡単位

常用漢字（学術用語を除く）・新字体，新仮名遣いを用い，学術用語は「整形外科学用語集」，「医学用語辞典（日本医学会編）」に準拠する。度量衡単位は SI 単位系を用いる。

教育研修講座・特別講演（日本語）

1. 総説論文形式で執筆し、文献を含めて 400 字 30 枚以内。図表は合わせて 20 個以内。
2. 表題頁、文献記載方法、用字・用語・度量衡単位については、上記シンポジウム・パネルディスカッションと同様。

利益相反の開示

日本整形外科学会雑誌は、寄稿される論文の内容に影響を及ぼしうる資金提供、雇用関係、その他個人的な関係を明示するよう求める。特に研究に対して受けた営利企業、各種団体からの支援（金銭、物品、無形の便宜を含む）を開示することが必要である。研究内容に関わる場合は具体的に支援内容（資金、物品、人的提供、測定など便宜供与の実態）を記載する必要がある。

日本整形外科学会学術集会の抄録誌 投稿要項

1. 日本整形外科学会学術総会、骨・軟部腫瘍学術集会、基礎学術集会、骨系統疾患研究会の抄録は、表題・演者名・所属を除いて、日本語 800 字以内、英語 200 words 以内とする。
2. 用字・用語・度量衡単位については、上記シンポジウム・パネルディスカッションと同様。
3. 詳細は各学術集会演題募集要項、または各学術集会ホームページを参照すること。

著作権に対する日本整形外科学会雑誌の考え

日本整形外科学会雑誌に掲載後の論文・講演原稿・抄録の著作権は、日本整形外科学会に帰属するものとします。しかし、教育、研究、学術活動を目的に著者（共著者含む）が論文・講演原稿の全部、もしくは一部の複製を行うことは、以下の附則を遵守することを条件に日本整形外科学会の許諾なしに認めます。ただし、第三者による複製、商業活動・宣伝目的の複写には、日本整形外科学会もしくは日本整形外科学会が著作権の管理を委託した機関の承認が必要です。

附則 1：全体の複写は必ず表紙ページを含み、論文の表題、掲載雑誌名、巻数、ページ数が明示されねばならない。

附則 2：図、表の使用はその出典が明示されねばならない。また、部分的な変更を加えた場合にも原図の出典が明示される必要がある。

附則 3：複写・転載が、第三者による商業活動・宣伝目的に相当するかどうかの判断は、日整会誌編集委員会の判断によるものとする。

附則 4：日整会誌編集委員会が、第三者による商業活動・宣伝目的に相当すると判断した複写・転載については、所定の著作権使用料納入が必要である。

日本整形外科学会雑誌は学術集会抄録については原著論文とみなしません。著者（共著者）が教育、研究、学術活動に全体または部分的に複製、再使用することについては無条件に許諾します。ただし、第三者による複製、商業活動・宣伝目的の複写には日本整形外科学会もしくは日本整形外科学会が著作権の管理を委託した機関の承認が必要です。

外部機関からの掲載依頼の扱い

日本整形外科学会以外の機関からの記事掲載依頼があった場合には、日整会誌編集委員会が、掲載の可否や掲載の形式を判断する。